

冷泉小学校跡地活用に 関する民間アイデアの募集 〈公募要項〉



令和6年9月 福岡市

目次

0. はじめに　～冷泉小学校跡地に係る経緯と民間アイデア募集の位置づけ～	1
1. 民間アイデア募集の概要.....	2
1-1 民間アイデア募集の目的.....	2
1-2 民間アイデア募集の実施体制	2
1-3 実施手順	2
1-4 跡地活用の前提条件	3
1-5 公募する提案内容.....	9
◎提案及び対話項目・内容	9
1-6 対話の方法.....	11
1-7 提案内容の取扱い.....	11
2. 参加資格要件等	12
2-1 基本的な要件.....	12
2-2 応募者の構成	12
2-3 応募者の制限	12
2-4 グループで応募する場合の構成員の変更.....	12
3. 民間アイデア募集に関する手続き	13
3-1 公募要項公表.....	13
3-2 各種提出書類提出方法及び提出先	13
3-3 説明会及び説明会参加申込書受付	13
3-4 アイデア募集における質問の受付及び回答.....	13
3-5 アイデア募集参加表明書受付.....	14
3-6 提案書受付.....	14
3-7 提案書に係る書類の様式等	14
3-8 対話までの流れ.....	15
3-9 個別対話実施	15
3-10 応募の辞退.....	15
3-11 応募の無効.....	15
3-12 アイデア募集結果の公表	15
3-13 その他.....	16
◎参考資料等.....	17

0. はじめに ～冷泉小学校跡地に係る経緯と民間アイデア募集の位置づけ～

冷泉小学校は、平成10年4月に博多部4小学校が統合した後、校舎を博多小学校の仮校舎として使用し、平成13年4月に博多小学校が現在の場所に移転したことにより跡地となりました。

跡地では、既存の校舎や体育館、グラウンドを継続して地域利用に供するとともに、平成17年4月には知的障がい児通所施設、平成18年4月には冷泉公民館・老人いこいの家を改築するなど、跡地の一部活用を図ってきました。

その後、平成28年から校舎等の解体を行うとともに、埋蔵文化財発掘調査を行うなかで、跡地の一部で中世の港の遺構が発見され、令和6年2月には、「博多遺跡」として史跡に指定されている状況です。

現在は、これらの経緯を踏まえ、跡地活用に関して、地域と意見交換を重ね、導入する機能について整理を進めるなど、跡地活用の方向性について検討を進めているところです。

検討にあたっては、民間事業者の活力や創意工夫、意向把握が重要と考えており、冷泉小学校跡地に関心のある事業者から跡地活用のアイデアについてお聞かせ頂きたく、今回の民間アイデアの募集に至っています。

民間事業者の皆さまにおかれましては、当該跡地の立地環境を活かし、地域のニーズを取り入れながら、跡地全体並びに地域や福岡市の魅力を高める観点から、先進的な知見やノウハウを発揮頂き、跡地活用のアイデアをお聞かせいただければと考えております。

ぜひとも、積極的に冷泉小学校跡地の活用に関してアイデアをお寄せ頂きますよう、よろしくお願いいたします。

1. 民間アイデア募集の概要

1-1 民間アイデア募集の目的

今回実施する「民間アイデア募集」は、冷泉小学校跡地に関心のある民間事業者から、具体的な跡地活用のアイデアについて提案を求めるものであり、提案に基づき民間事業者と対話を実施し、地域要望である災害時の避難場所や観光拠点機能等を実現する方策をはじめ、地域や福岡市にとって魅力ある跡地活用に向け、跡地活用の可能性を最大限に引き出すため、必要な情報収集を行い、今後、策定する跡地活用方針の検討の参考にします。

1-2 民間アイデア募集の実施体制

今回の民間アイデア募集は、福岡市が実施するものです。

提出いただく参加表明書及び提案概要書等をもとに、福岡市が対話事業者へ通知した上で、対話を実施します。実施に係る事務については、住宅都市局地域まちづくり推進部跡地計画課内に事務局を設置して行います。

1-3 実施手順

〈スケジュール〉

番号	項目	時期	参照ページ
①	公募要項公表	令和6年9月30日(月)	13
②	説明会参加申込書受付	令和6年10月1日(火)～10月7日(月)	13
③	説明会	令和6年10月15日(火)	13
④	アイデア募集質問受付	令和6年10月15日(火)～10月18日(金)	13
⑤	参加表明書受付	令和6年10月22日(火)～11月29日(金)	14
⑥	提案書受付	令和6年10月22日(火)～12月13日(金)	14
⑦	対話の実施	令和6年11月5日(火)～	15

1-4 跡地活用の前提条件

(1)対象地

提案の対象地は、冷泉小学校跡地(約 0.68ha)全体を基本とします。

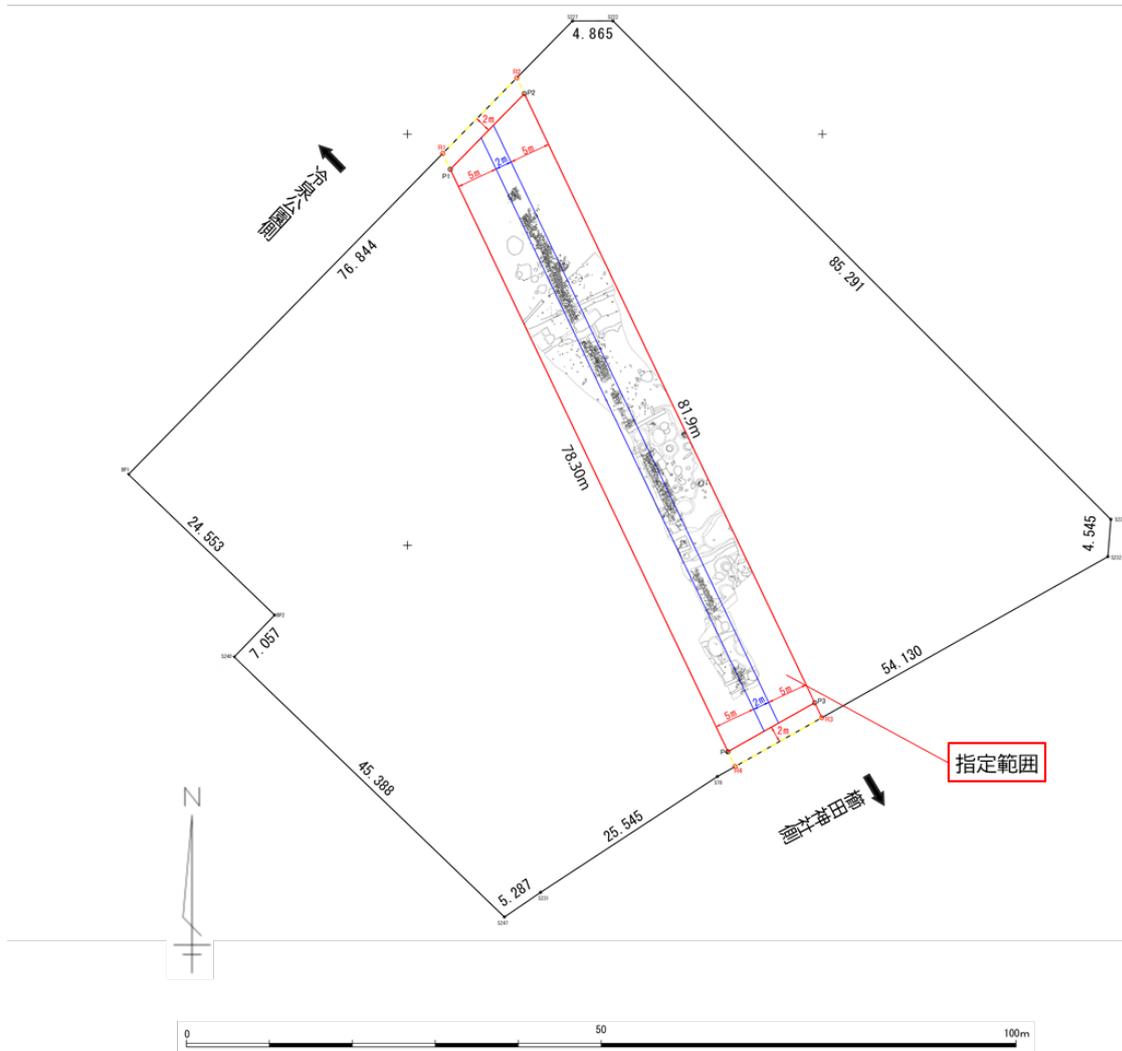
(図表1)位置図・配置図



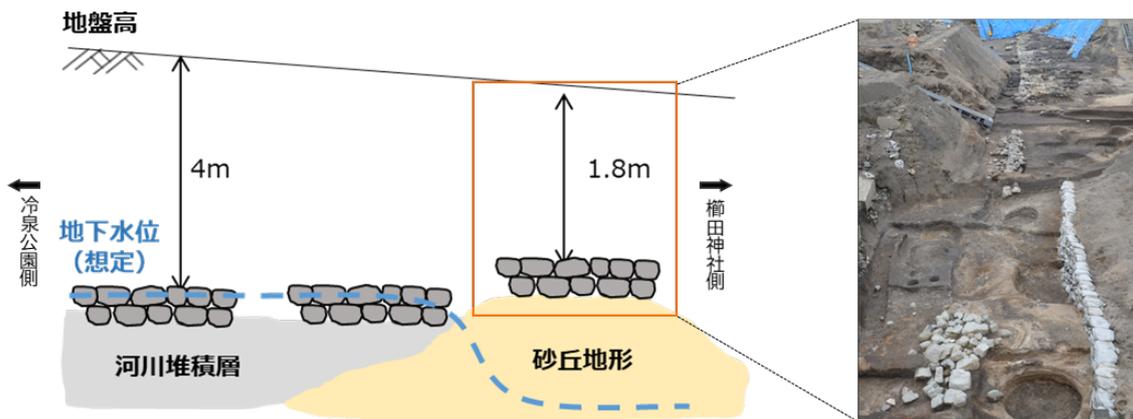
名称	冷泉小学校跡地			
住居表示	福岡市博多区上川端町6-38			
土地の状況	地番	福岡市博多区上川端町97-1		
	地目	学校用地		
	面積	6,790㎡		
法令上の制限	都市計画	市街化区域	用途地域	商業地域
	指定容積率	400%	指定建ぺい率	80%
	地域地区	準防火地域	日影規制	—
	その他	○埋蔵文化財発掘調査済み ○敷地内に国史跡「博多遺跡」(961.23㎡) ※参考1 ○福岡市都市計画マスタープランの区別構想において、「歴史景観拠点ゾーン」に位置付け ※参考2		
周辺の状況等	<ul style="list-style-type: none"> 冷泉小学校跡地と榊田神社の間にある建物の最大の高さは約20m 周辺では、博多旧市街プロジェクトの取組みが進められている 			

【参考1】「博多遺跡」について

【国史跡「博多遺跡」指定範囲実測図】

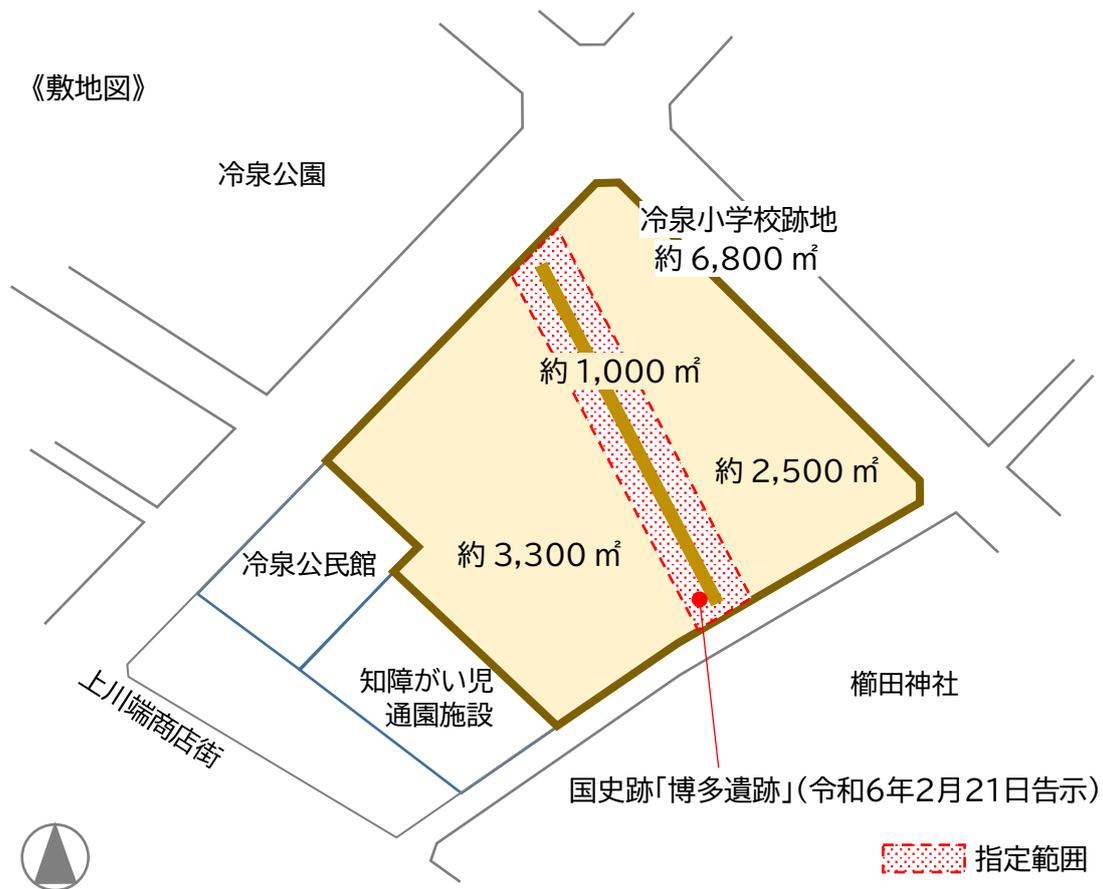


【地層 断面イメージ】



※「博多遺跡」指定範囲の取扱い

- 史跡の整備等も含め、現状変更等を行う場合は、原則、文化庁長官の許可が必要となります。
- 基本的に、史跡の整備等以外の目的で、建物を建てることや上空を構造物で覆って景観に影響を及ぼす行為等は許可されません。
- 指定範囲の隣接地においても、史跡地の景観への影響は配慮してください。



【参考2】「歴史景観拠点ゾーン」について

- 冷泉小学校跡地周辺は、福岡市都市計画マスタープランの区別構想において、「歴史景観拠点ゾーン」とされており、これに即した提案であることが必要です。

※歴史景観拠点ゾーン

(まちの将来像)

- 寺社周辺の歴史的景観に配慮した歴史・文化のあふれる櫛田神社、聖福寺、住吉神社及び周辺地区

(まちづくりの視点)

- 緑の保全
- 緑豊かで魅力的な景観の形成
- 快適な歩行者動線の確保
- 歴史的景観を保全・創造するための歴史的街並みづくり

(2)土地の取扱い

- 提案にあたって、冷泉小学校跡地の土地の取扱いについては、売却または貸付のいずれの事業手法についても提案可能とします。
- 「博多遺跡」の指定範囲を建築敷地とする場合は「貸付(借地)」のみの取扱いになります。
- 売却価格や貸付料については、「福岡市公有財産規則」を基本とし、当該土地の適正価額は、本市が設置した不動産価格評定委員会の評定により設定するものとします。

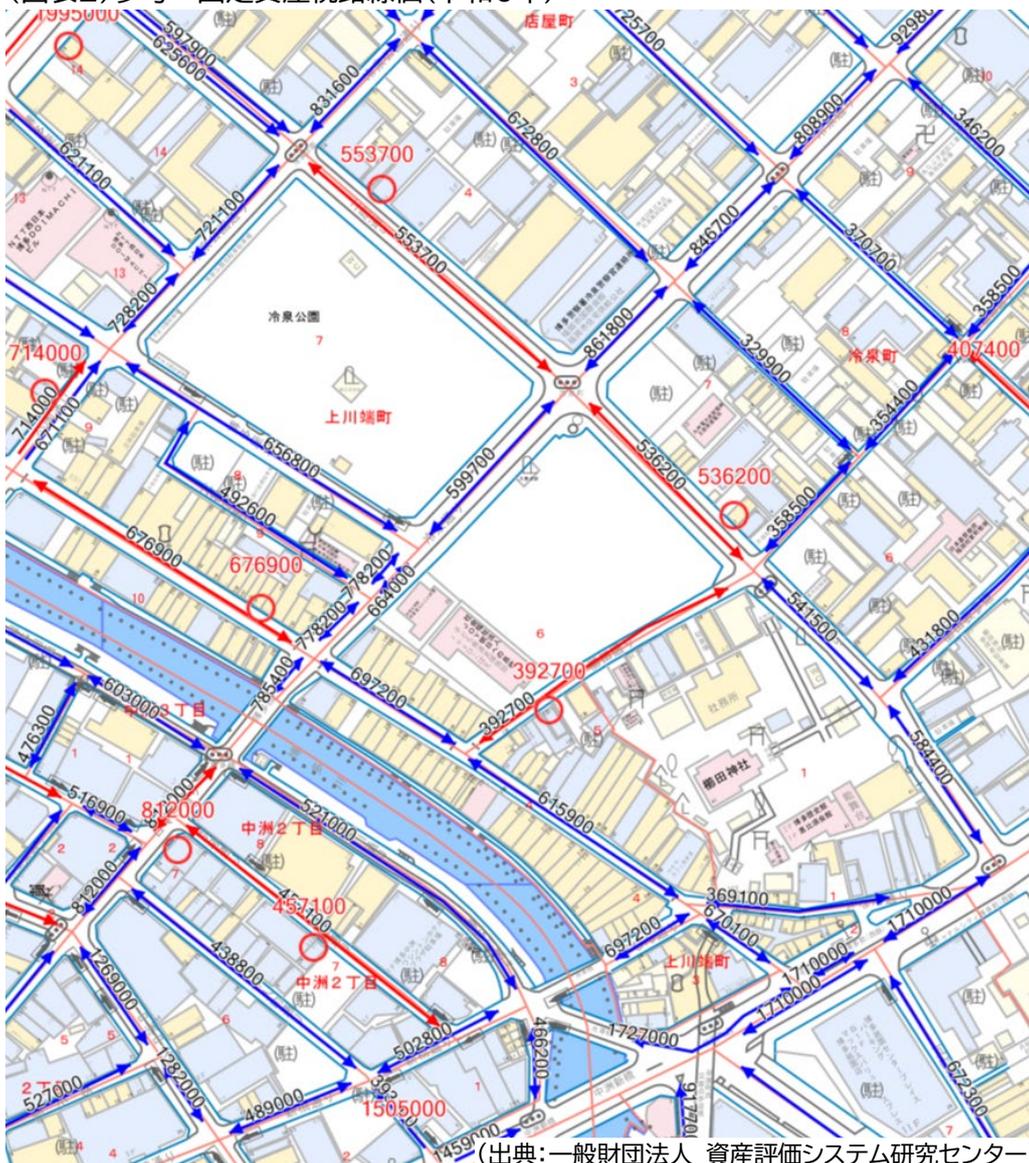
【参考】福岡市公有財産規則(抜粋)

(貸付料)

第32条 普通財産を貸し付ける場合に徴収すべき貸付料の年額は、次の各号に定めるところによる。ただし、これにより難しいと認められる場合は、市長が別に定めるところによるものとする。

- (1) 土地を貸し付ける場合は、当該土地の適正な価額に100分の3を乗じて得た額以上の額とする。ただし、借地借家法第22条、第23条又は第24条の規定により土地を貸し付ける場合の貸付料の年額は、当該土地の貸付に係る民間の事情について精通している者の意見及びこれに関する資料に基づき市長が決定した額以上の額とする。

(図表2)参考：固定資産税路線価(令和6年)



(出典：一般財団法人 資産評価システム研究センター)

(3)導入が必要な機能

※以下、①～③に掲げる機能すべての導入が必要です。

※提案にあたっては、導入機能について民設民営を基本としてご提案ください。ただし、それが難しい場合は、その理由を提案書に記述するとともに、これらの機能の整備主体、及び管理運営主体を提案してください。

①災害時に収容避難所として利用できる施設 ……

…【参考3】収容避難所(多目的ホール等)のイメージ

- ・通常時は多目的ホール等、別用途での利用を想定
- ・浸水想定区域が間近であるため、建物の2階以上のフロアに配置

※「収容避難所」とは…

- ・比較的大規模な災害時において、多数の被災者が発生したときに開設
- ・避難者一人当たり4㎡を基準として、100人以上を収容できるもの

②博多の歴史や伝統文化を展示・体験できる観光の拠点施設 ……

…【参考4】他都市における観光施設の事例

- ・博多旧市街の歴史・伝統・文化をいつでも体験できる機能や観光情報の発信機能
- ・「博多遺跡」の歴史的価値を体感できるガイド機能 等

※「観光の拠点施設」について、【参考4】他都市における観光施設の事例を参考にしてください。

※「博多遺跡」の指定範囲内の現状変更等については、原則、文化庁長官の許可が必要となりますが、本アイデア募集においては、今後の検討の参考とするため、「博多遺跡」の活用に関するアイデアの提案も可能です。

(P5の※「博多遺跡」指定範囲の取扱い参照)

③地域コミュニティの場となる図書スペース(5、6人が本を読める場所)

【参考3】収容避難所(多目的ホール等)のイメージ



【参考4】他都市における観光施設の事例

大野城心のふるさと館(福岡県大野城市)

【施設概要】

所在地：福岡県大野城市曙町3丁目8-8番3号 1F

面積：約3,417㎡

「ふるさと大野城」をまるごと体験できるミュージアムで「歴史」「こども」「にぎわい」をキーワードとし、これらの融合によって、多様な利用目的で、世代を超えた交流を深めることができる施設。



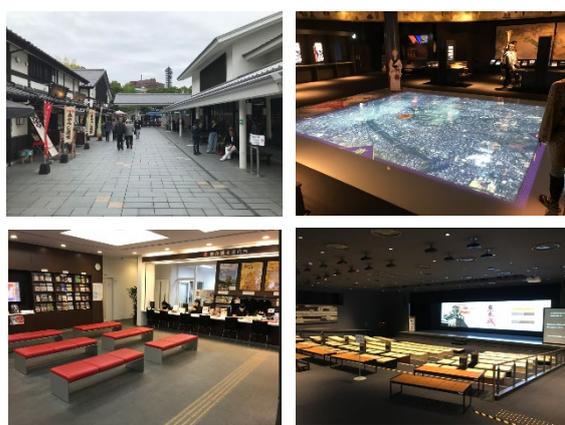
熊本城ミュージアムわくわく座(熊本県熊本市)

【施設概要】

所在地：熊本県熊本市中央区二の丸1-1-2

面積：約3,301㎡

熊本城の歴史文化を伝える展示や、映像と寸劇を組み合わせたシアター「ものがたり御殿」、各種歴史体験プログラム・観光交流イベントの実施など、多彩な事業を通して熊本城や旧城下の文化的価値を発信。



1-5 公募する提案内容

- 以下の内容について、「提案書」及び「提案概要書」を作成し、提出してください(「3-7 提案書に係る書類の様式等」参照)。
- 今後の検討につなげるため、地域意見を含む跡地活用協議会の意見(冷泉小学校跡地活用だより参照)等を参考に、提案してください。
- 冷泉小学校跡地(約0.68ha)全体について、地域や福岡市の魅力向上に繋がる活用の考え方やイメージを示してください。その際、単に「都心部の敷地利用」ではなく、「地域住民にとって、小学校跡地は特別な場所である」という観点を踏まえた跡地活用のイメージ、アイデアを伺いたいと考えています。
- 原則として、下記、「◎提案及び対話項目・内容」の(1)、(2)の項目に関するすべてについて、事業者の考え方等、提案を行ってください。1つでも提案されていない場合は、対話事業者として対話しない場合がありますので、ご注意ください。なお、(3)の項目については、各項目についての提案は必須ではありませんが、可能性や考え方を示してください。
- 提案に至っては、必ず「1-4 跡地活用の前提条件」を踏まえた内容としてください。
- 今回の提案等により、提案内容の実現について、約束するものではありません。
※本アイデア募集は、跡地活用方針の検討の参考とするための情報収集を目的としており、提案いただいた内容で事業化を行うものではありません。

◎提案及び対話項目・内容

(1)跡地全体の活用に係る提案

- ①跡地全体の活用のイメージ
 - 跡地全体の活用の考え方やイメージ(コンセプト等)
 - 跡地全体の土地利用や導入機能
 - ※「博多遺跡」の指定範囲については、【参考1】「博多遺跡」について を参照の上、跡地活用のアイデアについて、広くアイデアを募ります。
- ②跡地活用による地域の魅力向上
 - 地域貢献に関する考え方
 - 周辺環境・景観への配慮の考え方
- ③事業計画など
 - 事業化の範囲
 - ・事業者として自らが実施の意向がある敷地の範囲を示してください。
 - ※全体を事業化の範囲としない場合は、①の跡地活用の考え方を実現するための考え方を記載してください。
 - 建物の配置イメージ
 - 土地の権利形態
 - ・土地の取扱いについて、売却とする場合は、機能担保の手法、考え方についてもアイデアをご提案ください。
 - 事業スキームと事業費の考え方

(2)各要素に係る提案

①から④、それぞれの要素について、今後の検討につなげるため、イメージできる具体的な内容や事例のご提案をお願いします。

①民間事業者の整備・運営によるまちのにぎわいの創出に資する機能に係る提案

○民間導入機能の概要

- ・施設の概要(配置、用途、規模、階数等)
- ・想定されるコンテンツ(テナントや企業等)

②収容避難所に係る提案

○収容避難所の機能の確保の考え方(1-4(3)の施設)

- ・収容避難場所の通常時の利用イメージ
- ・規模、配置
- ・整備の概要(整備主体、管理運営主体等)
- ・その他(特記事項など)

③観光の拠点施設に係る提案

○観光拠点施設の機能の確保の考え方(1-4(3)の施設)

- ・観光拠点施設のイメージ
- ・規模、配置
- ・整備の概要(整備主体、管理運営主体等)
- ・その他(特記事項など)

④「地域コミュニティの場となる図書スペース」に係る提案

○図書スペースの確保の考え方(1-4(3)の施設)

- ・「地域コミュニティの場となる図書スペース」のイメージ
- ・規模、配置
- ・整備の概要(整備主体、管理運営主体等)
- ・その他(特記事項など)

(3)その他アイデア等、確認したい項目

①地域活動への参加や駐輪場の整備等、公益に資する取組みのアイデア

②「(一般的な価格帯での)有料老人ホーム」の整備の可能性

③参考となる事業実績

○国内外における参考となる事業実績をお示しください(リーフレット・書籍のコピー等)。

※提案内容と同規模又は類似の事業実績があれば、ご提出ください(自由様式)。



1-6 対話の方法

事業者に提案内容について説明していただいた上で、対話を行います。
対話は対話事業者ごとに個別に行うものとし、最低1回、必要に応じて複数回行います。
対話の場所は原則、市役所とし、対話の時期および場所については、別途連絡します。
対話並びに対話に伴う資料等は日本語によるものとします。通訳等が必要な場合は、各応募者にて準備してください。
なお、本公募及び対話に係る応募者に発生する費用は、すべて応募者の負担とします。

1-7 提案内容の取扱い

(1)著作権等

提出した提案書及び提案概要書の著作権およびその他の知的財産権は、提案事業者に帰属します。
ただし、跡地活用に係る検討や資料作成等(提案書及び提案概要書の一部を改編した場合も含む)において、福岡市が無償で使用できることとします。

(2)公表

応募状況ならびに「提案概要書」に基づいた公募結果の概要について、福岡市のホームページ等で公表を行います。
提出された提案書および企業名については原則非公表とします。
なお、市は対話事業者と協議の上、提案概要書の一部を改編し公表する場合があります。

(3)対話事業者の権利等

対話事業者の意見等は、今後策定する跡地活用方針の検討において、参考とさせていただきます。
また、事務局が今後の検討プロセスにおいて、対話事業者の意見を伺うことがあります。
なお、本アイデア募集への参加は、跡地活用方針策定後の事業化に向けた手続き等において、評価対象とはなりません。

2. 参加資格要件等

2-1 基本的な要件

- 自らが実施可能なアイデアを提案でき、また、事業実施の意向がある事業者。
- 各種法令を遵守する者。

2-2 応募者の構成

- 応募者は単独の法人もしくは複数の法人により構成されるグループ。
※グループで応募する場合は、代表法人を定め、構成員の役割分担を明確にしてください。
- 複数応募の提案は可能。

2-3 応募者の制限

- 応募者または応募グループの構成員は、次の各号に該当する者は、参加できません。
 - ①地方自治法施行令第 167 条の4に該当する者。
 - ②調査参加申込書提出時点で、本市から福岡市競争入札参加停止等措置要領(以下「措置要領」という。)に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者。
※措置要領が掲示されているホームページアドレス
https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/keiyaku_kanri/keiyaku_hp/law_index.html
 - ③調査参加申込書提出時点で、措置要領別表第1及び第2、第3の各号に規定する措置要件に該当する者。
 - ④会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けた者を除く。)、民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(再生手続開始の決定がなされ、競争入札参加資格の再認定を受けたものを除く。)、破産法に基づく破産手続開始の申立てがなされている者、会社法に基づく特別清算開始の申立てがなされている者手形交換所による取引停止処分を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者。

2-4 グループで応募する場合の構成員の変更

グループで応募する場合、対話が終了するまでの期間、本アイデア募集の運営上支障がないと事務局が判断した場合、構成員の変更を認めることがあります。その場合には、事務局は必要に応じ、事業者に書類の再提出等を求めることがあります。

3. 民間アイデア募集に関する手続き

3-1 公募要項公表

- 公表日時: 令和6年9月30日(月)
 - ・本アイデア募集の公募要項を福岡市のホームページ上に公表します。紙の配布は行いません。
- 【ホームページアドレス】
https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/atoti_keikaku/shisei/aideakoubo.html

3-2 各種提出書類提出方法及び提出先

- 各種提出書類の提出方法及び提出先は共通です。
また、各種提出書類にはそれぞれ、提出期限を設けています。提出期限を過ぎた場合は無効としますのでご注意ください。不慮の事故による紛失又は遅配についても考慮しません。
- 提出方法: 電子メールにより提出。持参、郵送などその他の方法による提出は原則、不可。
 - 提出書類のファイル形式はすべてPDFに統一してください。
 - 提出先: 福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部跡地計画課
電子メール: keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

3-3 説明会及び説明会参加申込書受付

- 説明会に参加される場合は**事前申込が必要**です。別添の様式1「説明会参加申込書」に必要事項を記入の上、下記の申込受付期間内に提出してください。
- 申込受付期間: 令和6年10月1日(火)~10月7日(月)
 - ・説明会会場の確保等の都合により、必ず期間内の申し込みをお願いします。
 - 開催日時: 令和6年10月15日(火)午前10時~(30分程度を予定)
 - 開催場所: 福岡市役所 本庁舎 10階 1002会議室
住所: 福岡市中央区天神1丁目8番1号
 - 説明会参加人数は各事業者、**2名まで**でお願いします。
 - 説明会では原則、質問は受け付けません。質問については、「3-4 アイデア募集における質問の受付及び回答」を参照してください。
 - 参加事業者多数の場合、会場及び日時の変更、もしくは複数回に分けて説明会を開催する場合や参加人数を調整させていただくことがあります。その際は、事前に福岡市のホームページに変更のお知らせを掲載するとともに、参加申込みを頂いた事業者の方すべてに個別にご連絡申し上げます。
 - 説明会への参加は**任意**です。なお、説明会に参加したものの、アイデア提案までには至らなかった事業者の方には、後日、アンケート等をお願いする予定です。ご協力をお願いいたします。

3-4 アイデア募集における質問の受付及び回答

- 募集内容及び必要書類の記載方法等について質疑がある場合は、別添の様式5「公募要項等に関する質問書」に必要事項を記入の上、下記の質問受付期間内に提出してください。
- 質問受付期間: 令和6年10月15日(火)~10月18日(金)
 - 回答方法: 令和6年10月25日(金)までに福岡市のホームページにて公表を行います。ただし、関係機関等との調整を要するものについては、一部遅れる場合があります。ご了承ください。

3-5 アイデア募集参加表明書受付

様式4「参加表明書提出時必要書類一覧表」に必要な書類に必要事項を記入の上、下記の申込受付期間内に提出してください

- 申込受付期間:令和6年10月22日(火)~11月29日(金)
※必ず期間内の申し込みをお願いします。提出期限を過ぎた場合は無効とします。
- グループにより参加する場合は、構成事業者すべての記載をお願いします。

3-6 提案書受付

「3-7 提案書に係る書類の様式等」を参考に必要な書類に必要事項を記入の上、下記の受付期間内に提出してください

- 受付期間:令和6年10月22日(火)~12月13日(金)
※提案書の提出の先着順に個別対話の日程等の調整を行わせて頂きます。
※提案の辞退及び提案内容の取下げには、辞退届を提出してください。
- データ量が大きく、電子メールでの送信が出来ない場合は、ご連絡ください。
※Windowsで読み込み可能なCD-ROMにデータを保存の上、持参または郵送して頂きます。

3-7 提案書に係る書類の様式等

(1)提案書について

- 用紙サイズはA3横とし、枚数及び書式は自由とします。
- 文字のフォントは自由です。文字のサイズは10.5ポイント以上を基本とします。
- 本公募要項P9~10「1-5 公募する提案内容」に記す項目について、それぞれ提案内容を記述してください。また、必要に応じて建築物の概要や利活用のイメージを表現する図等を添付してください。
- 各項目の分量・配分は自由です。ただし、どの項目について記載した内容であるか判別できるようにレイアウト等を工夫してください。

(2)提案概要書(公表用)について

- 提案概要書は、指定様式(様式7 A4)1枚とします。
- 文字のフォントは自由です。文字のサイズは10.5ポイント以上を基本とします。
- 「提案概要書」は公表を前提としています。そのため、非公表としたい事項については記載する必要はありません。また、提案事業者の特定につながると判断される記載は控えてください。
- 様式7「提案概要書」には、以下の項目について、提案事業者の考え方等を記述してください。
 - 跡地全体の活用の考え方やイメージ(コンセプト等)
 - 跡地全体の土地利用や導入機能(事業化の範囲(面積)、民間施設の概要含む)
 - 土地権利の設定方法
 - 実現に向けた事業手法
 - 地域貢献に関する考え方
 - 周辺環境・景観への配慮の考え方
- 跡地全体の活用のイメージには、事業者として自らが実施する意向がある土地の範囲、跡地全体の活用イメージ、配置計画、施設概要などを記してください。

3-8 対話までの流れ

参加資格の確認、提案書の確認、対話事業者への通知という流れで進めます。

■参加資格の確認

・事務局が、「2. 参加資格要件等」に基づき、本アイデア募集への参加資格の確認を行います。

■提案書等の確認

・提出された提案書等について、「1-5 公募する提案内容 ◎提案及び対話項目・内容」に基づき、必須項目の確認を行います。

■対話事業者への通知

・書類確認により提出書類等に不備がない提案事業者を対話事業者として通知します。

3-9 個別対話実施

提案事業者から提出いただいた提案書の内容について、意見交換をさせていただきます。

■実施時期：令和6年11月5日(火)～

■実施場所：福岡市役所(福岡市中央区天神一丁目8番1号)

※会場や日時の詳細につきましては、「3-6 提案書受付」後に対話事業者それぞれと個別に調整いたします。

■対話時間：1団体60分以内を予定

■対話は、提案されたアイデアやノウハウの保護を図る観点から、対話事業者と市職員のみで個別に実施させていただきます。個別対話の際に同席いただける人数について、ご希望に添えない場合がありますのでご了承ください。なお、希望があれば、オンラインでの対話についても対応可とします。

3-10 応募の辞退

参加表明書類を提出した応募者が、提案書の応募を辞退する場合は、様式6「辞退届」を提案書受付の締切日までに提出してください。

また、提案書の提出後、対話を辞退する場合についても、同様に、様式6「辞退届」を提出してください。

なお、辞退理由等につきまして、ヒアリングをお願いする場合があります。ご協力お願いいたします。

3-11 応募の無効

次のいずれかに該当する場合、応募は無効とします。

- ・応募書類に虚偽の記載があった場合。
- ・提案書等に、第三者の著作権、その他の知的財産権に抵触する内容を含んでいる場合。

3-12 アイデア募集結果の公表

■本アイデア募集の結果につきましては、提案事業者が特定されず、またアイデアやノウハウが保護されるよう十分配慮させていただいたうえで、概要を福岡市のホームページ上に公開します。

3-13 その他

- すべての提案書類において、使用する言語は日本語とし、単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とします。
- 本アイデア募集への応募の有無は、跡地活用方針策定後の事業化に向けた手続き等において、条件となるものではありません。

◎参考資料等

※参考資料等は、下記福岡市ホームページからダウンロードしてください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/atoti_keikaku/shisei/aideakoubo.html

■別添資料

別添資料1 「付近見取り図」

別添資料2 「各ポイント座標値一覧」

1. 冷泉小学校跡地
2. 博多遺跡

■様式集

様式1 「説明会参加申込書」

様式2 「参加表明書」

様式3 「応募者の代表法人および構成員一覧表」

様式4 「参加表明書提出時必要書類一覧表」

様式5 「公募要項等に関する質問書」

様式6 「辞退届」

様式7 「提案概要書」

様式8 「提案書提出時必要書類一覧表」

.....

■関連上位計画等

- 1 福岡市都市計画マスタープラン区別構想
- 2 冷泉小学校跡地活用だより

【問合せ先】

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部跡地計画課

住所：〒810-8620 福岡市中央区天神一丁目8番1号

TEL：092-711-4285

Mail：keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp